

(資料提供)

2022・10
青森県教職員組合

(青森市橋本一丁目2-25/TEL:017-734-7279)

人事評価 NEWS



「8月に県教委から人事評価に係る定期評価の実施について通知が出たね。」



「評価って、年度末じゃなかった？」



「それは教員の場合。行政職等（事務長、事務職員、栄養職員、技能職員等）は、前期と後期の2回行われるんだ。今回は前期分。9月1日が評価基準日なんだよ。」



「それで、学校の事務職員は2回なんだ。」



「同じ教職員なんだから、教員と同じく年1回でいいと思うんだけど『行政職だから』ということで、2回になっているんだよ。」



「今更なんだけど・・・人事評価ってなんで始まったの？」



「人事評価の導入を義務づけるように、地方公務員法が改正され、2016年4月からスタートしたんだ。組合では『評価結果を昇給やボーナスに反映しないように』交渉してきたんだよ。」



「結果はどうなったの？」



「本来は、S評価とA評価が昇給やボーナス増の対象となるんだけど、S評価のみにすることと、S評価の基準を厳しくすることになったんだ。県内で数名程度しかいないはずだよ。」



「ところが、昨年11月に『2022年度から基準通り行う。』と提示を出したんだ。組合でも繰り返し交渉してきたけど残念ながら・・・。」

	S 評価		A 評価	
	現行	変更後	現行	変更後
給与	2号昇給	→ 4号昇給	昇給なし	→ 2号昇給
ボーナス (年間)	0.2月加算	→ 0.4月加算	加算なし	→ 0.2月加算

*2022年の評価を基に、2023年4月からの給与、ボーナスに反映。

*給与への反映者は全教職員の20%程度。ボーナスは30%程度

*事務職員は2022年12月のボーナスから実施。(今回の評価を基準に)



「評価には能力評価と業績評価の2種類があるよね。給与は両方の成績が対象で、ボーナスは業績評価の成績が対象になるんだよ。」

業績	名称	評価
S	特に優秀	S
A	優秀	A

*ボーナス

能力	業績	名称	評価
S	S	極めて良好	S
S	A	特に良好	A
A	S		
A	A		

*給与

(事務・栄養職員の昇給に関しては、前期・後期の両方の評価の組み合わせで区分*今回は割愛)



「さらに今回は、業績評価・能力評価について、市町村ごとに人数も提示されたよ。(高校は学校ごと。)」



「それぞれの上限数は、ボーナス反映はS評価5%、A評価25%で、給与反映はS評価5%、A評価が15%だったわね。財源はどうするの？」



「給与の昇給分は県の財政からなんだけど、ボーナスに関しては、全職員から0.06月分を差し引いて、それをS、Aに分配する仕組みなんだよ。」



「え～。全員のボーナスから。S評価もらっても、何だか気が引けるわ。」



「組合のアンケートでも75%が反対を表明してたよ。それに、青森県の場合、他県と比べても取り過ぎなんだ。」(*昨年度のデータ)

青森	北海道	岩手	宮城	秋田・福島・宮城
0.06ヶ月	0.03ヶ月	0.04ヶ月	0.02ヶ月	なし



「県教委は、『B評価の人は今までと同じですから。』と言ってたけど、それって、今までと同様に0.06ヶ月分引きますよ！ってことよね！」



「組合では、引き続き0.06ヶ月分の引きはがしの撤廃を求めていくけど、評価についてはどうしたらいいかなあ。」



「全員Bっていうのはどう？県教委は絶対評価だと言ってるんでしょう。」



「なるほど。5%、25%というのは必ず達成！というわけじゃないからね。『うちの学校は、全員Bですとか、全員Aです。』も有りってことだよ。」

市町村の教育長も校長先生も困らず、先生方もお互いに疑心暗鬼になることがないように制度に作りかえていかなければなりません。協力・共同の職場を守りましょう。

2022年度 勤勉手当及び昇給の上限人数割り当て

(県教育委員会・職員福利課から出された資料です。)

*被評価者数とは、校長・教頭・教諭・事務職員すべて含めた人数です。

小学校

市町村名	被評価者数	勤勉S	勤勉A	昇給S	昇給A
青森市	800	40	200	40	120
弘前市	481	24	120	24	72
八戸市	699	34	175	34	105
黒石市	81	4	20	4	12
五所川原市	164	8	41	8	24
十和田市	223	11	55	11	33
三沢市	136	6	34	6	21
むつ市	187	9	47	9	28
つがる市	110	5	28	5	17
平川市	130	6	33	6	20
平内町	41	2	10	2	6
外ヶ浜町	19	1	4	1	2
今別町	9	1	1	*	*
蓬田村	12	1	2	1	1
鱒ヶ沢町	26	1	6	1	4
深浦町	34	1	9	1	5
西目屋村	11	1	2	1	1
藤崎町	47	2	12	2	7
大鰐町	15	1	3	1	2
田舎館村	22	1	5	1	3
板柳町	48	2	12	2	7
中泊町	42	2	10	2	6
鶴田町	29	1	7	1	4
野辺地町	41	2	10	2	6
七戸町	52	2	13	2	8
おいらせ町	93	4	23	4	14
六戸町	47	2	12	2	7
横浜町	15	1	3	1	2
東北町	56	2	14	2	9
六ヶ所村	41	2	10	2	6
大間町	20	1	5	1	3
東通村	21	1	5	1	3
風間浦村	10	1	2	1	1
佐井村	8	1	1	*	*
三戸町	30	1	8	1	5
五戸町	57	2	15	2	9
田子町	21	1	5	1	3
南部町	79	3	20	3	12
階上町	50	2	13	2	8
新郷村	13	1	2	1	1



勤勉手当はS評価5% A評価25%
昇給はS評価5% A評価15%
に基づいて計算されてるけど、
計算上1人に満たない所は
勤勉はS, Aとも最低1人
昇給はS, Aのどちらかで1人
になってますね。

*合計で1



組合では、このように人数を割り振る
ことに反対してたんだよね。



「絶対評価」なんだから、SやAが何
人いてもいいはずなんだけど、人数が
割り当てられることで、評価もそれに
合わせちゃう可能性が高いんだ。
すでに、学校ごとに人数を配分した所
もあるって聞いたよ。

*合計で1

2022年度 勤勉手当及び昇給の上限人数割り当て

(県教育委員会・職員福利課から出された資料です。)

*被評価者数とは、校長・教頭・教諭・事務職員すべて含めた人数です。

中学校

市町村名	被評価者数	勤勉S	勤勉A	昇給S	昇給A
青森市	472	23	118	23	71
弘前市	289	14	72	14	43
八戸市	443	22	110	22	66
黒石市	46	2	11	2	7
五所川原市	103	5	25	5	15
十和田市	149	7	37	7	22
三沢市	101	5	25	5	15
むつ市	142	7	35	7	21
つがる市	84	4	21	4	12
平川市	67	3	17	3	10
平内町	41	2	10	2	6
外ヶ浜町	16	1	3	1	2
今別町	12	1	2	1	1
蓬田村	13	1	2	1	1
鱒ヶ沢町	17	1	4	1	2
深浦町	27	1	7	1	4
西目屋村	*	*	*	*	*
藤崎町	35	1	9	1	6
大鰐町	14	1	3	1	1
田舎館村	15	1	3	1	2
板柳町	25	1	6	1	4
中泊町	24	1	6	1	3
鶴田町	25	1	6	1	4
野辺地町	25	1	6	1	4
七戸町	35	1	9	1	6
おいらせ町	60	3	15	3	9
六戸町	32	1	8	1	5
横浜町	12	1	2	1	1
東北町	31	1	8	1	5
六ヶ所村	34	1	9	1	5
大間町	16	1	3	1	2
東通村	16	1	3	1	2
風間浦村	12	1	2	1	1
佐井村	9	1	1	*	*
三戸町	20	1	5	1	3
五戸町	42	2	10	2	6
田子町	13	1	2	1	1
南部町	49	2	12	2	7
階上町	35	1	9	1	6
新郷村	15	1	3	1	2



でも、県教委によると「S・A評価の人
数を上限人員に合わせる必要はありま
せん。」ってことだけど…



「絶対評価」だからAが30%、40%
いてもOKなんだけど、昇給できるのは
15%までということなんだ。
(上位区分適用者といいます。)



同じA評価でも、昇給できる人、できな
い人がいるわけね。
(再任用職員も上位区分者非該当です)

「絶対評価」のはずが「相対評価」も
されるのね。



そういう煩わしさを避けるために、初め
から15%におさめるケースが多くなり
そうなの…。そうすると「絶対評価」の
意義は何なの？って感じだよ。

*合計で1

*組合では、今後も、給与反
映・ボーナス反映につな
がる人事評価制度に反対して
いきます。